

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助事業のご案内

向日市では、人と猫との調和のとれた共生社会の実現をめざし、地域のみなさんと猫が、地域の中でうまく共存していけるよう、また、望まれない繁殖による不幸な猫を増やさないために、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助事業を行います。

対象者：向日市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせ、その費用を負担した向日市民または、向日市内の団体で、遵守事項についての同意書を提出する方

対象猫：市内で保護された飼い主のいない猫（飼い猫は対象外）

補助金額：1匹につき5,000円（上限額）

1. 申請書一式を事前に入手してください。



2. 飼い主のいない猫を捕獲、捕獲地から半径500メートル以内で市内在住にする確認者1名に署名・または記名押印を依頼してください。



3. 動物病院で手術の実施

必ず事前に病院へご予約してください。猫の個体情報を記入した上、手術実施証明書用紙を動物病院に提出してください。



4. 交付申請及び関係書類の提出

提出書類：・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金申請書

- ・同意書（遵守事項を確認する同意書）
- ・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術実施証明書
- ・領収書（手術にかかった費用が分かるものもしくは明細書添付）
- ・猫の写真（全身と耳カット施術の分かるもの）
- ・補助金請求書



5. 審査、交付決定

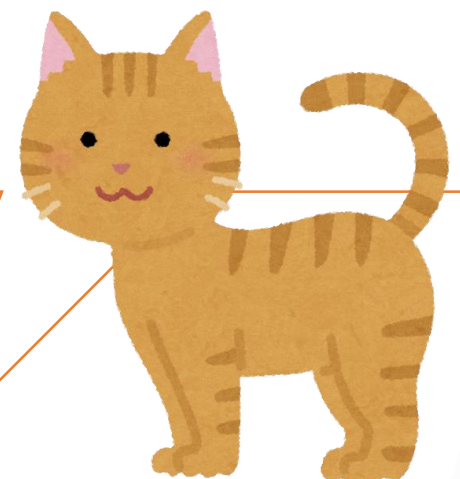
市が交付申請の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定後、「補助金交付決定通知」を送付します。



6. 猫のみまもり活動開始！

活動の効果

- 不妊・去勢手術により、望まれない繁殖を防ぎ、不幸な猫を減らします。
- 猫が手術を受けることで、性ホルモンの影響による病気やけがのリスクが少なくなります。
- エサやトイレの管理により、衛生環境の向上。
- 動物愛護意識の高揚。
- 猫のさかりの鳴き声が軽減されます。



一代限りの命を全うさせましょう



遵守事項

1. 交付決定後も含め譲渡可能な対象猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
2. 対象猫を捕獲場所に戻す場合は、その対象猫が生息する限り、トイレの確保、餌の適正な管理等により周辺環境の美化を図ること。
3. 対象猫の捕獲、手術等の実施、補助金交付の申請及び交付決定後も含め対象猫に関する問題について自らが一切の責任を負い、誠意を持って解決すること。

～動物愛護に理解と関心を～

人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会を目指すため、「京都動物愛護憲章」が平成26年に制定されました。動物と接するときは、憲章に基づいて行動するとともに、動物愛護への理解と関心を深めましょう。

京都動物愛護憲章

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

【お問い合わせ】

向日市衛生環境課

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地

TEL：931-1111（代）

874-2189（直通）

E-mail:kankyo@city.muko.lg.jp